

知財検定2級 実力確認 問答集 2

知財経営研究社（2015年3月2日）

<p>2A-007 □□□</p>	<p>【特許法／特許を受ける権利】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①特許を受ける権利は、他人に移転することができる。</p> <p>②特許権は質権の目的とすることができるが、特許を受ける権利は質権の目的とすることができない。</p>	<p>①、②とも適切である。 (特33条第1項、特95条)</p>
<p>2A-008 □□□</p>	<p>【特許法／先使用による通常実施権】</p> <p>特許出願に係る発明の内容を(①)で自らその発明をし、または特許出願に係る発明の内容を(①)でその発明をした者から知得して、特許出願の際現に(②)においてその発明の実施である事業をしている者またはその事業の(③)をしている者は、その実施または(③)をしている発明および事業の(④)の範囲内において、その特許出願に係る特許権について通常実施権を有する。</p> <p>先使用による通常実施権に関しては、特許権者に実施料を支払う必要が(⑤)。</p>	<p>①知らない ②日本国内 ③準備 ④目的 ⑤ない</p>
<p>2A-009 □□□</p>	<p>【特許法／職務発明】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①会社の役員がその会社の仕事として行った発明は、職務発明にはならない。</p> <p>②従業員が、会社の業務範囲ではない個人的な趣味に関して行った発明であっても、会社の規定により職務発明にすることができる。</p>	<p>①は不適切である。会社の役員がその会社の仕事として行った発明は、職務発明に該当する。会社の役員は、特許法においては「従業者等」に含まれる。</p> <p>②は不適切である。左記の場合、職務発明には該当しない。(職務発明に該当するかどうかは、会社の規定によるものではない。)</p> <p>(特35条第1項)</p>
<p>2A-010 □□□</p>	<p>【意匠法／国内優先権制度ほか】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①意匠法においては、国内優先権制度は規定されていない。</p> <p>②意匠法においては、新規性喪失の例外については規定されていない。</p> <p>③意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない。</p>	<p>①は適切である。</p> <p>②は不適切である。特許法、実用新案法だけでなく、意匠法に関しても新規性喪失の例外規定はある。</p> <p>③は適切である。</p> <p>(意4条、7条)</p>
<p>2A-011 □□□</p>	<p>【商標法／商標権】</p> <p>商標法30条によれば、商標権者は、その商標権について(①)を設定することができる。</p> <p>(②)者は、(②)で定めた範囲内において、指定商品または指定役務について登録商標の使用をする権利を(③)する。</p> <p>(①)を設定した場合には、設定範囲内における商標権者の使用は(④)。</p>	<p>①専用使用权 ②設定行為 ③専有 ④できない</p>